

定額減税補足給付金（調整給付金）に関する留意事項

1 支給対象者

令和6年度個人住民税所得割額または令和6年分所得税額（推計）を定額減税額が上回る方が対象です。

2 支給額

所得税・住民税ともに令和6年6月3日時点の令和6年度個人住民税賦課情報から算出しています。

令和6年中の扶養人数、令和6年分所得税額が確定した後、令和7年夏ごろに所得税及び個人住民税の控除不足額の再計算を行い、再計算の結果、給付金の額に不足が生じる場合は令和7年夏ごろに追加で支給を行う予定です。

3 申請（提出）手続

確認書の申請（提出）は、「マイナンバーカードを利用したオンライン申請」または「確認書の郵送による提出」のどちらかとなります。

（1）オンラインによる申請

確認書に記載されている口座情報及び確認書の内容をご確認ください。
同封させていただいた「調整給付金の電子申請について」をご確認ください。
確認書の郵送は不要です。

（2）確認書の郵送による提出

裏面の「確認書の記入について」をご確認ください。

氏名、確認日、連絡先電話番号を記入してください。

振込口座を選択または記入していただき、確認書と本人確認書類等の添付書類を同封の返信用封筒にてご返送ください。

※必要な添付書類は、確認書を確認される方や振込口座により異なります。

詳しくは確認書（本人控）裏面「【添付書類】について」をご確認ください。

確認書に記載されている口座は、過去に給付金を入金した口座または公金受取口座です。
なお、口座情報が空欄の方は、振込みを希望する口座情報の記入が必要です。（支給対象者本人の公金受取口座への振込みを希望する場合は口座情報の記入は不要です。）

申請（提出）期限

申請（提出）期限は令和6年10月31日（木）（当日消印有効）です。
期限までに申請または確認書の提出がない場合、受給を辞退とみなします。
早めの提出をお願いします。

お問い合わせ

津市 定額減税補足給付金専用コールセンター



0120-773-669（フリーダイヤル）

受付期間 令和6年10月31日までの

8:30～17:15（土、日祝日除く）

津市政策財務部市民税課

〒514-8611 津市西丸之内23番1号

☎ 059-229-3315（令和6年10月31日まで）

☎ 059-229-3130

FAX 059-229-3331

受付期間 8:30～17:15（土、日祝日除く）



津市HPへ